

敦賀市立看護大学大学院学則

平成30年3月27日
敦賀市立看護大学学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第6条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第7条～第9条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
- 第5章 入学（第12条～第16条）
- 第6章 教育課程等（第17条～第26条）
- 第7章 休学、復学、留学、退学及び除籍（第27条～第31条）
- 第8章 修了及び学位（第32条～第33条）
- 第9章 賞罰（第34条・第35条）
- 第10章 科目等履修生等（第36条・第37条）
- 第11章 授業料等（第38条）
- 第12章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）大学院は、本学の目的に加え、高度な看護実践力を基盤にした学術研究を通して看護技術の開発に貢献すると同時にさらなる看護学体系の構築に寄与することができる能力を有する人材を育成することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本学大学院は、恒常的に教育研究の維持向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 組織

（研究科及び課程）

第3条 本学大学院に次の研究科を置き、その課程は修士課程とする。

(1) 看護学研究科

2 前項の研究科に置く専攻及び定員は、次の通りとする。

専攻	入学定員	収容定員
看護学専攻	8人	16人

(学長及び研究科長等)

第4条 本学大学院の校務は、学長がつかさどる。

2 研究科に研究科長及び必要な教職員を置く。ただし、本学の教職員と兼務することを妨げない。

3 研究科長の任期及び選考については、別に定める。

(事務局)

第5条 本学大学院の事務は、本学の事務局において処理する。

(研究科会議)

第6条 研究科に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、研究科会議を置く。

2 研究科会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

3 研究科会議は、研究科において授業を担当する教授及び准教授をもって組織する。ただし、研究科長が適切と認めるときは、専任の講師及び助教は会議に出席し、意見を述べることができる。

4 学長は、特に必要である場合には、研究科会議に対して意見を求め、又は会議に出席して意見を述べることができる。

5 研究科会議は次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育課程及び授業科目の編成並びにその履修に関する事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) 入学、修了、賞罰その他の学生の身分に関する事項

(4) 試験、単位取得の認定、学位の授与その他の学修の評価に関する事項

(5) その他研究科長が研究科の教育、研究にとって重要と認める事項

6 前5項に定めるもののほか、研究科会議に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業日
- (4) 夏季休業日
- (5) 冬季休業日

2 前項第3号から第5号までの休業日は、学長が定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第10条 本学大学院修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第11条 本学大学院の学生は入学の日から4年を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める

基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (7) 学校教育法第83条に規定する大学に3年以上在学した者で、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学大学院において認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学志願の手続)

第14条 本学大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第6章 教育課程等

(教育方法)

第17条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に関する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

2 本学大学院において教育上特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第18条 授業科目は、その内容により、共通科目と看護専門科目に区分する。

(単位の計算方法)

第19条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じて、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、試験その他の方法による評価に合格した学生には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第21条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が第29条の許可を受けて留学した場合に準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第23条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位は、第22条2項の規定により修了の要件となる単位として認める単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第25条 学生が、職業を有している等の事情により、第10条に規定する標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科会議の議を経て、その計画的履修を認めることができる。ただし、計画的履修の期間は4年を超えることができない。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、第11条の規定にかかわらず、研究科会議の議を経て、学長が決定する。

(履修方法等)

第26条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

第7章 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他のやむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当ではないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 前条の規定により休学した学生は、休学期間が満了したときは、復学する。

2 休学期間の満了時において、なお休学の理由が止まず、引続き休学することを希望する学生は、学長に休学期間の延長を願出しなければならない。

3 休学期間中にその理由が消滅したことにより復学しようとする学生は、その事由を証する書面を添えて学長に願出しなければならない。

(留学)

第29条 外国の大学院等への留学を志願する学生は、学長の許可を受けて留学することができる。

(退学)

第30条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生について、除籍することができる。

(1) 在学年限を経過した者

(2) 第27条第4項に定める休学年限を経過し、なお復学できない者

- (3) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方の知れない者

第8章 修了及び学位

(修了)

第32条 学長は、本学大学院に2年以上在学し、履修規程に基づき30単位数以上を修得した者に対して、修了を認定する。ただし、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(在学期間の短縮)

第32条の2 第24条第1項の規定により、学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(第13条に定める入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本学大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位)

第33条 学長は、第32条の規定により修了を認定した者に対し、次の各号の学位を授与する。

- (1) 看護学研究科を修了する者 修士(看護学)
- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第34条 学長は、顕彰すべき行為のあった学生に対し、表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学長は、この学則その他の学生に関する規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生に対し、懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学期間に算入する。

第10章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第36条 学長は、本学大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第37条 学長は、本学大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、聴講生としてこれを許可することができる。

第11章 授業料等

第38条 本学大学院の授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料等の額及び徴収の方法は、別に定めるところによる。

第12章 雑則

第39条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年敦賀市立看護大学学則第1号）

この学則は、令和2年12月9日から施行する。